

広島県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十号

広島県立技術短期大学校規則の一部を改正する規則

広島県立技術短期大学校規則（平成二十年広島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第十二条及び第十三条」を「職業能力開発促進法に基づく職業能力開発校等で実施する職業訓練等を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第四十七号）第五条及び第六条」に改める。

別記様式第一号中

「 入 学 願 書 年 月 日

広島県立技術短期大学校長 様

を

「 入 学 願 書 年 月 日

広島県立技術短期大学校長 様

入学を希望しますので、必要書類を添えて提出します。

写 真 (写真裏面に 氏名を記入) (4cm×3cm)	写 真 縦4cm×横3cm (上半身正面，無 帽，無背景。出願 前3月以内に撮影 したもの。写真裏 面に氏名を記入)
--------------------------------------	--

同様式注3中「入学」を「入学」に改める。

別記様式第八号中

「 (職業能力開発促進法施行規則別表第6に規定する 科) を削り、同様式注2を削り、同様式注1を同様式注とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。